

8 福祉医療

1. 福祉医療費助成事業

(1) 子ども医療

- ・対象者 0 歳から 18 歳到達後最初の年度末までの子ども
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 なし
- ・費用負担 0 歳～就学前 県 1/2・市 1/2
就学後～18 歳到達後最初の年度末 市 10/10

〈助成状況〉

（各年度 3 月末日現在）

年度	受給資格者数（人）	件数（件）	助成額（千円）
4	10,021	111,498	256,058
5	11,801	155,445	350,163
6	11,363	144,081	310,717

(2) 母子家庭等医療

- ・対象者 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者のうち、18 歳未満の児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。以下同じ）を現に扶養している者及び当該児童（ただし、18 歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19 歳の誕生月の末日まで）。
同法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のない 18 歳未満の児童。
ただし、18 歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19 歳の誕生月の末日まで。
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 児童扶養手当法に準ずる、本人と扶養義務者の所得制限を適用。
※所得制限表は「8. 手当」にある「4. 児童扶養手当（国）」を参照（一部支給は対象）
- ・費用負担 18 歳未満 県 1/2・市 1/2
19 歳未満で高校在学者 市 10/10

〈助成状況〉

（各年度 3 月末日現在）

年度	受給資格者数（人）				件数（件）	助成額（千円）
4	母 483 児童 731	父 35 児童 56	孤児 4		14,742	41,231
5	母 462 児童 715	父 36 児童 58	孤児 3		15,216	41,202
6	母 462 児童 707	父 32 児童 51	孤児 3		14,892	38,979

(3) 重度等障がい者医療

・対象者

各手帳保持者	県 制 度	市 制 度
身 体 障 害 者 手 帳	1 級から 3 級まで	県制度の所得を超えた者、 4 級の非課税世帯
療 育 手 帳	A1・A2・B1	県制度の所得を超えた者、 B2 の非課税世帯
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1・2 級	県制度の所得を超えた者、 3 級の非課税世帯
戦 傷 病 者 手 帳	特別項症から第 4 項症まで、 かつ身体障害者手帳 4 級	なし

- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成。ただし、精神障害者保健福祉手帳 3 級所持者は自己負担額の 1/2 を助成（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 特別児童扶養手当の支給に関する法律に準ずる、本人と配偶者・扶養義務者の所得制限を適用。
ただし、県制度の所得を超えた者については市制度の助成対象者とする。
- ・費用負担 県制度該当者 県 1/2・市 1/2
市制度 市 10/10

〈助成状況〉

(各年度 3 月末日現在)

年度	受給資格者数（人）	件 数（件）	助成額（千円）
4	3,719	101,110	406,367
5	3,729	102,482	412,872
6	3,721	101,900	404,542